

第6回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当 課）	教育総務部教育総務課（現 教育部庶務課）	
開催日時	平成26年6月26日 午後2時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務課長、学校運営課長、教育指導課長、教育センター所長、統括指導主 事、図書館課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人0人	
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	第29号議案、報告事項第2号及び3号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	1	第27号議案 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則の制定について
	2	第28号議案 平成26年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱に ついて
	3	第29号議案 臨時職員の任免について
	4	協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例素案について
	5	報告事項第1号 図書館情報システムの切り替えに伴う区立図書館の休館 予定について
	6	報告事項第2号 非常勤職員の任免について
	7	報告事項第3号 臨時職員の任免について

渡邊委員長)

ただいまから第6回教育委員会臨時会を開催させていただきます。本日の署名委員は、菅谷委員、千馬委員です。よろしくお願いいたします。

今日は、人事案件を最後に持っていかせていただき、協議事項の豊島区いじめ防止対策推進条例(素案)について審議の時間を確保したいと思います。1番目に報告事項第1号、図書館情報システムの切り替えに伴う区立図書館の休館予定について、図書館課長よりお願いします。

(5) 報告事項第1号 図書館情報システムの切り替えに伴う区立図書館の休館予定について

<図書館課長 資料説明>

渡邊委員長)

図書館情報システム切り替えに伴って区立図書館全館を26年の12月29日から27年の1月14日水曜日まで休館しなければいけないという旨の御報告でした。

コンピューター、XP問題というのは、どこにでもある話でありますし、単にソフトだけではなくてハードも入れかえなければいけないということで大変な作業になるかと思いますが、頑張ってやっていただけるというお話です。委員の皆さん、何か御質問などはございますか。

三田教育長)

お伺いしますが、このXPにかわるOSは何を使われるのですか。

図書館課長)

ウィンドウズ7の予定です。

三田教育長)

7というと、現庁舎と同じという認識でいいですか。今ウィンドウズの8.1が出ていて、タッチパネルになっています。いずれ、多くの機器がタッチパネル型になっていくと思うのです。学校もタブレット型パソコンのタッチパネルでウィンドウズ8.1を使っています。ですから、どこかで整合性をとっていき、バージョンアップの際には一元化して、学校で使っているパソコンと図書館で使っているパソコンが同じになり、非常に扱いやすいようになっていくことを希望したいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例素案について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ありがとうございます。

ただいま豊島区いじめ防止対策推進条例素案と、防止対策推進基本方針素案についてご説明をいただきました。

教育指導課長)

1点、訂正をさせていただきたいのですが、このA3の横判の資料の一番上の表題が豊島区いじめ防止対策推進基本方針の「案」となっておりますが、こちらを「素案」と訂正いただければと思います。

渡邊委員長)

「素案」に訂正をお願いいたします。過去2回にわたりまして条例素案について皆様とご審議してきました。子ども文教委員会に明日、教育委員会として条例素案を決定しましたということでご報告されるということなので、本日この条例素案について決定をさせていただきたいと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

ただいまのご報告の中で、前回に審議のあった内容について訂正箇所等のご説明もありました。これら踏まえまして、またご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思えます。

三田教育長)

今、委員長からも示されたように、教育委員会としての意思を決定させていただきたいということですが、特別区においていじめ条例を制定すると意思表示しているのは2区あります。一つはお隣の板橋区で、この間プレス発表をしたようですが、まだ実態がわかっておりません。豊島区は、既に学校にいじめ防止基本方針というのをつくってもらい、全校にできていると思いますが、どのようなものなのか二、三紹介していただければと思います。そうしたものを先行してつくって、児童や生徒はみずから問題として、いじめ防止のサミットをやるとか、いじめ防止について意見表明をするとか、標語をつくって自分たちの活動、運動にしていくとか、様々な自主的な活動が期待されているところだと思います。学校で基本方針をつくって、いじめはしない、させない、許さないということをどこでも周知して4月にスタートし、最終的に集約する形で豊島区教育委員会がいじめ防止対策推進条例をつくると意思を固めることと、基本方針を定めて学校が重篤な問題に出くわしても組織的にしっかりと対応していくということで、天津市の二の舞にならないような体制を完成させていく必要があります。

特に議論になったのは、いじめ防止条例素案の14条ですね、豊島区教育委員会は、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、重大事態に迅速かつ適切に対応するよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を設置するという内容です。区には様々な緊急対策本部があります。例えば水防や地震関係とか、そういうのも全部、対策本部を立ち上げてやることになっておりまして、教育委員会の手之余のような事態が発生したとき、あるいは教育委員会を越えるような規模の事態があるようなときに区長部局と連携した取り組み、あるいは区長が報告だけではだめだということで再度調査をするといった重大事態については対応していくということで議論されておりますので、その辺についてのご意見を頂戴したいと思います。

7ページの8番、重大事態の対処の①の冒頭に、条例に基づきいじめ問題緊急対策本部を設置し、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、迅速かつ適切に対処するとあります

が、これについての考え方を深めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひいます。

渡邊委員長)

ありがとうございます。条例素案の第10条、学校での基本方針について、ご説明いただけるものがあればお願ひしたいと思ひいます。

教育指導課長)

こちらにつきましては、教育長からお話がありましたとおり、区内の小・中30校全て基本方針を提出していただいております。

中身といたしまして、1つめに、学校が核となって、いじめに対応する組織、いじめ問題対策委員会はどのようなメンバーで構成されているかということです。2つめに、いじめが実際に起こったときの対応のフロー、まずは子どもたちからの話をしっかり聞くであるとか、その後それをどうやって教職員で共通理解するかといったようなことがフローで示されているといった中身です。

渡邊委員長)

各学校での基本方針の内容についてもご説明いただきましたが、その点につきましても何かご質問等はございますか。

私からですが、いじめが起きているということを知り得るための情報収集手段に関しては、各学校で対応することが基本方針の中に入っていますか。それとも、そういうものが事実として発生したら、それに対応することが基本方針に定められているのか、その点をご説明いただけたらと思ひいます。

教育指導課長)

いじめの発見につきましては、各学期に1度、全校でいじめの調査を行っておりますので、それによって把握しますし、もちろん日常的に児童等子どもたちの様子を見る中で、担任や教科の担当が把握できます。

一番難しいのは、一目見てこれはいじめだと誰もが判断できるような事例もありますが、例えば、ふざけっこや友達同士の遊びの中でいじめが起きている現象があります。見る人によってその解釈が分かれてしまうような問題もございます。そういったものについて、これまでは担任や一部の教員が自分の物差しでいじめかどうかを判断していたことがありますが、これからはいじめの対策委員会というのが全校で組織されますので、いじめであるかないかということを含めて、委員会でその後の対応について学校としての明確な方針を定めることができます。指導していく上では認識のずれというのが非常に大きなネックになってまいりますので、このあたりに関して、推進条例や基本方針を定めることが大きなメリットになると思ひいます。いじめの対応の質的な充実というものが存分に期待できるのではないかと考えています。

渡邊委員長)

例えば、児童生徒側から情報を出そうというときの学校側の対応については、方針とし

ては定めていますか。情報収集は大事なのできちんとやろうということで、教員側から見ただけではなく、自発的にやられているなどという目安箱的なことも含めて捉えているのかというところを、もう少し詳しくご説明いただきたいです。

教育指導課長)

こちらについては区の基本方針の中で例示をさせていただいておりますが、既に実施していて、小学校5年生と中学校2年生を中心にスクールカウンセラーが全児童生徒に対して1学期中に面談を実施することにしております。子どもたちの中には、なかなか学校の先生に言いつらいとか、あるいは保護者にはなかなか伝えることができないというケースもございますので、スクールカウンセラー、いわゆる教育相談的な動きの中で相談できるような体制をつくっていかうということです。もちろん教員でも定期的な個別面談を実施したりとか、色々な情報を得た中で個別に子どもたちに声をかけたりして、子どもたちのほうから発信ができるようなそういう機会を設定していくということを考えています。あるいは教育センターや都でも様々な相談先の電話番号等を周知していて、そういった色々なチャンネルがあり、いじめられているというSOSを発信できるような環境を整えていくということも考えています。

渡邊委員長)

第10条の学校の対策というところでは、情報収集からはじめて、いじめを発見した場合の対応、また未然にそれを防ぐというようなことでの学校の基本方針というのは既に定まって、実施されているということを踏まえて、第14条の重大事案への対応というところで、学校で対応しきれないような重大事案、つまり教育委員会でも対応できないような範囲というようことが起きた場合に、第14条で教育長を本部長とした豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を設置することによって、迅速に解決しましょうというような趣旨の条例だと思います。往々にして新聞報道や大津の事件もそうですが、事実の把握が非常に遅れているのが実態で、それによって引き起こされる問題がまた重大な問題になってしまうのです。

この第14条というのは、先ほどまでの学校での対応等を基にして、万が一重大事案になったとしても、連携を深めてこれ以上重大なことにならないように、迅速に解決していくということにはやはり一元的な方針で対応するということが重要だというような趣旨の条文であると思いますが、非常に大事なとこだと思いますので、元校長先生という立場から、千馬先生からのご意見をお願いしたいと思います。

千馬委員)

学校でのいじめ対策について、委員会の設置に私はとても期待しています。もっとも学校自体でも初期対応はきちんとされているとは思いますが、個々の教員の力量だけで解決できる問題ではないようないじめが、現代では見受けられます。複数の視点から子どもたちを認めて、また教員の力量を高めるためにもこのいじめ対策委員会の設定をきちんと機能させていくことが大事だと思っています。

条例案の第13条、複数の人材で見ていくということですが、スクールカウンセラーも入ってくださっています。多面的に児童・生徒を分析するのは有効だと思いますが、その他の関係者とは具体的にどういった方々なのか教えていただけたらと思います。

教育指導課長)

4月の段階で各校から上がってきている学校のいじめ方針によりますと、生活指導主任を中心とした教職員とスクールカウンセラーというのは非常に多いです。しかし、ここで想定をしています関係者としては、例えばスクールソーシャルワーカーでしたり、あるいは地域の民生児童委員の方でしたり、場合によってはスクールサポーターの方とか、非常に深刻ないじめが起きた場合には警察の力を借りるという必要があるということですので、そういった方々を想定しています。

千馬委員)

もう1点質問があります。第11条ですが、対策委員会をつくるにあたって学識経験者を1名入れるとあります。これはおよそ大学関係で力量のある方だという想像できますが、教育に関してある程度わかっていないと、有効に機能する上では大きな存在になると思います。学識経験者となった場合には、やはり教育関係の大学の候補者になるのか、それとも第三者的な人のほうが見方もきちっとしていいのではないかという面もありますよね。今の時点でのお考えではどちらになるのか教えていただきたいです。

教育指導課長)

このいじめ問題対策委員会の役割といたしまして、区で立てたいじめの基本方針がどれだけ効果があるかという評価をしていただくということ、それから、重大事態が起こったときに学校の調査では不十分だと判断した際には、教育委員会として調査をします。その母体となるのがこの対策委員会ですので、そういった面からも教育に精通をしている学識経験者の方をぜひ入れたいと考えております。

渡邊委員長)

ただいま、いじめ対策委員会の構成メンバーに関してのご質問もありました。その辺、大変重要な、誰が選ばれるかというのは非常に大きな問題であると思いますし、昨今はすぐに弁護士、という話になってくると単純な法律論で終わってしまうという場合もありますので、その辺は教育関係者であるというところで、犯罪者をここで決めましょうという会ではありませんから、そういった趣旨で大変ありがたいと思います。

三田教育長)

子どもが成長過程で失敗するというのはごくありがちなことで、それを許容するのは教育だという意味では重篤に至ることは絶対阻止しなければいけないと思いますが、子どもが失敗した後、学んで成長する姿を応援し、指導していくというのも教育の果たすべき役割です。本条例ではそのような点がきちんと盛り込まれたということが、ほかの地域に誇れることだと思います。そうした事態に指令塔をしっかりと付けてやっていくときでも、懲罰主義というのは非常に怖いというふうに思います。

昨日の新聞を見ていましたら、小学生、中学生、高校生が自殺をする要因というのがある、学校や家庭、自己の背景要因と、3つに分類されていました。学校であったいじめで亡くなるというのは全体の2%と、極めて少ないです。少ないですが、子どもの命が失われるということは、大変な問題であります。一番多いのは、例えば就職や進路の失敗、それから家庭の環境でいうと親子の考え方とか、意見が合わないということで自殺に至るといふ傾向が大きいように報道されていました。そういう意味では、いじめで自殺というのはごくまれなケースかもしれませんが、万全な体制をとり、いじめは絶対許さないということ、学校現場へ向けた教育委員会からの熱いエールであると、特徴を捉えて訴えていっていただきたいです。明日以降、3日ほど子ども文教委員会が開かれるようですので、そこで報告案件としてしっかり説明をして、パブリックコメントをもらっていくようにしたいと思います。

菅谷委員)

学校医がいじめに気づくということは、一般の人よりは少し多いです。私の経験でも、頻繁にけがをする子がいて、胸を打撲していて、やはりいじめを受けていました。以前、養護の先生にけがの状況がおかしいという話をしたとき、学校ではもういじめだと気づいておられたのですが、眼科で心因性弱視というものがある、急に視力が下がってしまうのです。視力が下がった理由が何も見つけられないようなことが、小学校の3年生ぐらいの歳の女子に比較的多いのですが、そういう子どもの背景にはいじめの問題があるのです。春の健診で、心因性弱視の子が3人ほどいましたが、そのうちの1人のお母さんは、子どもがいじめられているということを書いていました。ただ、その子どもは、お母さんとお父さんの関係があまりよくなく、そのせいだと言っていました。内科の先生方もよくそういう状況に遭遇していると思いますが、学校医という立場からいいますと、見つける機会が多いのかと思っています。

この条例は、例えば保護者の責務といったことが書かれていますが、保護者が理解をしてくれないと、この条例は結局働かないわけで、その辺をどのように伝えていくかということは非常に大事だと思います。保護者は学校との関係が非常に強いので、学校から保護者のほうにこういった内容を十分に発信していただいて、理解していただく必要があると思います。

質問ですが、いじめ問題対策委員会は常置委員会ですか。

教育指導課長)

教育委員会の附属機関ということで常置委員会でございます。

菅谷委員)

そうすると今までこのような委員会はなかったものの、いじめの対策というのは、今までもあったわけですが、それだけでは不十分ということで、こういう委員会をつくったということですね。豊島区は、いじめを絶対にやらせないという区としての決意を出すためにも、条例をつくるというのは非常に意味があると思います。私もそれは理解したのです。

が、そういったことをどのように区民に伝えていくのか、我々がつくった条例を皆さんに理解してもらう必要があると思いますので、その手だてを考えていく必要があると思います。

三田教育長)

とても大事なご指摘だと思います。私たちもこれまでいじめの対策本部を立ててやってきた中で、スピード感がなければ対策本部を立てた意味がありませんし、形式上のものに終わってしまっただけでは、大切な子どもの心を傷付けたり、死に至らしめるような事態になったりということを反省して、条例をつくっているという理解をしております、まずは正確かつ迅速な情報収集が必要です。

それから、情報収集をした際には、1人の目だけで見ずに、組織的な多数の目で多面的な思考をして、情報についての判断をすることが大切です。今までは各学校や教育委員会、または地域でやっていたことを一元的にすると、今回はうたっています。

また、個別の対策をすぐに立てて対処することも大切です。これが短時間に行われてこそ、結果としてスピード感と、実効性のある対応というように思っています。

それともう一つ大事なことは、記録です。それぞれの記録を見ていると、何が全体像かはなかなかわかりませんが、記録に基づいて複数の目で見えていくと、如実に特徴が見えてきて、問題点がはっきりしてきます。私たちは何度も経験していますので、今申し上げたことは、スピード感を持って対処して、正確かつ機敏な対応につながっていくと思っていますので、我々もしっかり訴えていかなければいけません。

それを文章で細かく書くのは、なかなか難しいことだと思いますが、私どもの経験値として、広げていく必要があると思います。正確な情報の収集及び記録に基づき、複数の目で総合的に状況分析をするということ、それらに対する問題に正対した対処法を考えていくということです。対策本部では、それを系統的に見ていきながら、状況が収束に向かっている、あるいは別の方向に向かっているという判断をしていく必要があって、進行管理が大事であると思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

教育総務部長)

周知の方法ですが、第7条に規定する関係機関、要するに就学前の私立を含めた保育園、幼稚園にも出向いて説明をするという形も必要だと思います。こういった条例案を議会に提出するにあたりパブリックコメントを出してもらうわけですが、単に広報に出すような受け身の意見聴取ではなくて、出向いて意見をもらってくるといった姿勢で取り組んでいきたいと思っています。

渡邊委員長)

菅谷委員からの発言の中で、学校医などからの情報収集ということでご発言がありましたが、それに関しては学校での対策という中に含まれているという解釈でよろしいでしょ

うか。

教育指導課長)

いじめをする子、あるいはいじめを受けてしまう子という限定的なメニューではいけないだろうと思います。誰にでも起こり得るものです。あるときはいじめられる側だった子が、少し時間が経っていじている側になっているということも、子どもたちのなかでは十二分にありうることで、日ごろの教育活動や授業も含めて、そういった中で子どもたち一人ひとりの自己肯定感、あるいは子どもたちのストレスをつぶさに把握した上で、スクールカウンセラーとの連携対応を徹底してやっていくよう指導したいと思っております。

渡邊委員長)

よろしいですか。

菅谷委員)

学校における対応の中で、インターネットを通じて行われるいじめ対策とありますが、今、非常に問題になっていると思います。この辺をどのようにするかということを実際に挙げていますが、具体的にどのように対策を行っているというような事例はありますか。今はインターネット社会となって、これについても新たな形で出てきているわけです。どうしたらいいか迷っている状況だとは思いますが、その対策として、例えば豊島区ルールの方策、具体的にもう学校においても携帯電話の使用に関する制限といったようなことは、具体的に何かやっているのですか。

教育指導課長)

携帯電話の使用等につきまして、文科省から学校に携帯電話を持ち込ませないというようなガイドラインを示された背景がございます。また、各校では土曜授業等でセーフティ教室というものを開催していきまして、いわゆる携帯電話やスマートフォンの使い方について、警察の方をお招きしてゲーム等の課金に際して、必要以上に莫大な金額を請求されることが実際に起こっていますので、そういったことについて説明をしていただいているという事例もあります。

携帯電話については、契約をしているのは保護者ですし、PTA連合会等と連携をして、保護者にも十分に把握していただくというようなこともぜひ進めていきたいと思っております。

菅谷委員)

ツイッターやLINEで返信をしないと仲間外れになって、いじめにつながってしまうというようなことが簡単に始まってしまうわけです。現代のないじめという感じがしますが、それを押さえなければ、蔓延してしまうのではないかと思います。

1日5時間以上スマホをやっている人が、中・高校生のおよそ十何%というデータがありますが、どういう生徒なのか想像が付きません。そういう中で仲間外れができてしまうわけです。学校の先生も、そういうものに対して指導するのは非常に難しいと思います。

教育指導課長)

スマートフォンの使い方等については、先日も区の治安対策本部の課長からお話をさせていただいて、警察でもいろいろと出前講座の準備があるということで、豊島区の学校でもやりたいという話をいただいておりますので、小学校や中学校に出向いて具体的な事例を基に啓発を進めていきたいと思っています。

渡邊委員長)

ちなみに、さきほど指導課長がおっしゃっていた土曜公開授業について、そのときはたまたま東京都から来た職員でしたが、発信元は特定できるということを中心に子どもたちに伝えていたので、このような講座はとても有効だと思います。警察や各部署でやってくると、正しく使いましょうという気持ちがしっかり伝わっていくから、大変ありがたいです。

最後に私からですが、今までいろいろとご意見が出た中で一番大事なところは、教育長がおっしゃっていたように、いじめは絶対にさせないという強い気持ちです。以前、区長と教育長が連名でいじめ防止のアピールをしていらっしやっただけでも、各小中学校側だけではなくて、児童会や生徒会を通じて、子どもたちにもそういう気持ちを持たせようという方向に動いていたと思いますが、残念ながら時間がたつとどうしても希薄になっていってしまいます。希薄になってしまうなかで一番怖いのは保護者です。私は保護者と会うことが非常に多いですし、子どもの話も聞きますが、やはり保護者の無関心さ、これはどんなに良い条例をつくっても、保護者が無関心ですと形だけで終わってしまいます。ぜひ保護者に対する啓蒙をしっかりやっていただきたいです。先ほど教育指導課長のお話にも、PTA連合会や保護者会等を通じてとありましたが、例えば保護者会の出席率がどの程度かはお存じですか。低い出席率の中で、やりましょうと言っても、空回りだと思います。具体的に何ができるのか、条例として形がきちんとなったときに、それをどう遂行するかというシミュレーションをきちんとしておかなければ形だけで終わったと言われてしまいます。このようになってしまえば、これだけ努力をなさっているのにとってももったいないし、子どもたちはそういうところを結構求めていると思います。

教員も養護の先生もカウンセラーでもそうですが、大人に何か言うというのはハードルが高いです。1対1だから大丈夫だと言っても、言ったことによって何が起きるかわからないということまで考えると、なかなか発言もできません。そういう部分が当然あるということ为前提として、子どもを安心させてきちんと情報をとる等、その辺マニュアル化の必要はないと思いますが、こういうことに配慮しなければだめということ現場に伝えていかないといけないと思います。それによって重篤ないじめは防げるはずなので、軽いうちに解消できます。

自分自身がちょっと関わったような件でも、保護者は関心が全くありません。自分の子どもが加害者であったとしても全く感じていません。そういう保護者に対して何ができるかという、なかなか難しい問題ではあると思います。しかし諦めずに伝えていかなければ

ばいけないし、教育委員会は本来子どもの教育だけではなく、社会教育も考えるところであるとすれば、大人として、一人間として何を考えているのかということを中心に伝えていくべきだと思います。保護者会やPTAの連合会を通じて、各保護者にきちんと伝えていただくこととあわせて、先生にも子どもからの情報収集を本気で行ってほしいです。そういうところもケアしていただけたらありがたいです。

先ほど、部長から区民に対するアピールの仕方についてお話がありましたが、豊島区の学校の中には隣接区からもかなりの生徒が来ています。区をまたがって登校している地域に関しては、豊島区としてこういうことをしているという、何か良い周知の方法はありますか。区外なので関係ありませんと言われてしまうと、条例が活かされていないと思いますので、何かいい案があればやっていただきたいと思います。

教育指導課長)

周知については、今後、校長会やPTA連合会の会合等にも足を運びまして、この趣旨についてしっかりと説明をし、保護者に徹底することについては、校長先生にまず我が事のように自ら語っていただくというのが周知ということでは一番効果的だと思います。校長先生と一体となってこの条例を施行していけるように、条件整備に努めたいということと、他区から来ている子どもについては、この条例が公布されましたということがわかるようなリーフレット等の作成を検討したいと思います。

三田教育長)

パブリックコメントは非常に形式化されていて、結果としてあまり意見がなく、活発な世論形成ができないまま条例化されているというケースもあります。そういうものは実効性のないものになってしまいます。それを一番懸念しているわけでして、これまでやってきたような周知方法では、うまくいかないと思います。PTA連合会に対して、タウンミーティングを3回やりましたが、そういう場でいじめ問題について取り上げてもらうなど、この条例つくった後、積極的にそういう活動をしっかりやっていく必要があるのではないかと思います。

それから、児童会や生徒会、PTA連合会、保護者会、こういうことをやってもうまくコンセンサスがとれたという事例を、教育委員会からトップダウンでおろしていくという発想ではなくて、ボトムアップしていくという姿勢が大切です。

そして、いじめ問題の見える化を進めていかなければいけないと思います。体罰防止で都教委が素早くDVDをつくりましたが、これは良い事例だと思います。よくあるいじめ問題の対処法ということで、携帯電話で今こういうことが問題になっていますとか、LINEを使うとこういうトラブルが発生して困っているとか、投げかけた言葉がこのようないじめにつながったということ、簡単な漫画や紙芝居、または事例のようなDVDにしたら良いと思います。各学校で対処をした際の成功例と失敗例も含めて、そういうものを作成し、こういう取り組みが本当に意味あるものということ、全国に先駆けて推進していく必要があると思います。

渡邊委員長)

皆さん、この条例案に関しては、文面的にはご承知いただいていると思いますが、よろしいですか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

渡邊委員長)

それでは、皆さんこれで御了解いただきましたので、本日の議論も踏まえて周知徹底していただいて、実効性のある法律というか、条例にしていいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

三田教育長)

今議決をしましたので、私からこの後、豊島区教育委員会が豊島区いじめ防止対策推進条例案を決定したということで、この議論と条例の特徴、それからこれまで取り組みの経過ということで文言と写真を含めてプレス発表させていただきたいと思います。

渡邊委員長)

ただいま教育長からプレス発表ということで、その文言を読ませていただきます。

豊島区教育委員会が豊島区いじめ防止対策推進条例案を決定。豊島区教育委員会は、平成26年6月26日の第6回教育委員会臨時会において、豊島区いじめ防止対策推進条例案を決定した。

豊島区教育委員会は、平成24年7月に滋賀県大津市立中学校の生徒がいじめを苦に自殺した事件を受け、平成24年8月27日に区長と教育長連名でいじめに関する緊急アピール、「人に優しく、思いやりにあふれるまちにしよう」を発信し、いじめは絶対に許さないという断固たるメッセージを広く区民に周知した。いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことも踏まえ、これまでの豊島区教育委員会のいじめ防止等に対する基本的な考え方などをまとめ、条例化することにより区立小・中学校におけるいじめ防止対策等の充実を図るとともに、いじめは許さないという世論を喚起することとした。今月末の区議会第2回定例会子ども文教委員会に報告し、7月にパブリックコメント、区議会第3回定例会に条例案を提出する予定である。

豊島区では、既にこの4月から区立小・中学校で学校いじめ対策委員会を設置、学校いじめ防止対策推進基本方針を作成し、スクールカウンセラーによる児童生徒の面接などいじめ防止対策の充実に取り組んでいる。また、児童生徒の学校生活への意欲や学級に対する満足度を把握するため昨年度から心理検査、ハイパーQ Uを実施、いじめの未然防止に役立てている。

条例の制定とあわせて豊島区教育委員会では、豊島区いじめ防止対策推進基本方針を策定し、重大事態が発生した場合には教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を設置し、区長部局とも連携して迅速かつ適切な対応をすることとしているということで発表をさせていただきます。この内容でご了承いただきたいと思います。

(委員全員了承)

(1) 第27号議案 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

目白小学校と池袋第三小学校の校舎改築に伴う住所、学校所在地の変更の期日を定める規則ということで、何かご意見はございますか。

(委員全員異議なし 第27号議案了承)

(2) 第28号議案 平成26年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

<教育指導主事 資料説明>

渡邊委員長)

学校運営連絡協議会の委員について、未定であった学校、また幼稚園についても決定がなされたというご報告です。何かご意見等はございますか。

(委員全員異議なし 第28号議案了承)

(3) 第29号議案 臨時職員の任免について

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第29号議案了承)

(6) 報告事項第2号 非常勤職員の任免について

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 臨時職員の任免について

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(午後 3時30分 閉会)